第2号様式

**誓約書**

このたび貴町の公告第43号文化財等移設業務委託の制限付一般競争入札（以下「入札」という。）に参加するため、一般競争入札参加資格確認申請書等を提出しましたが、入札に参加することが決定した場合は、貴町における入札の規定を遵守し公正な入札をいたします。

もし、下記事項に該当した場合は、貴町の入札参加資格の取消又は停止等を受けても何ら異存ありません。

以上誓約します。

令和　　年　　月　　日

浪江町長　吉田　栄光　様

　住　所

商号又

は名称

代表者

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　印

記

1　入札等において、その公正な執行を妨げ又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

2　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

3　町の担当職員が行う監督又は検査の実施に当たり、当該職員の職務の執行を妨げたとき。

4　正当な理由なく再三にわたり著しく納期が遅延したとき。

5　著しく社会的信用を失墜する行為をなし、資格者として不適格と認められるとき。

6　前各号のいずれかに該当する事実に関わった後2年を経過しない者を契約の履行に当たっての代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用したとき。

7　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

8　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

9　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

10　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。